

一般社団法人福島県自家用自動車協会

定 款

第1章 総 則 …………… 1	第5章 理 事 会 …………… 6
第1条 (名 称)	第31条 (理事会の設置)
第2条 (事 務 所)	第32条 (権 限)
第3条 (目 的)	第33条 (招 集)
第4条 (事 業)	第34条 (議 長)
第2章 会 員 …………… 1	第35条 (決 議)
第5条 (会 員)	第36条 (決議の省略)
第6条 (入 会)	第37条 (議 事 録)
第7条 (会 費)	第6章 財産及び会計 …………… 7
第8条 (退 会)	第38条 (剰余金の処分制限)
第9条 (除 名)	第39条 (残余財産の帰属)
第3章 役 員 …………… 2	第40条 (事 業 年 度)
第10条 (役 員)	第41条 (事業計画及び予算)
第11条 (役員を選任)	第42条 (事業報告及び決算)
第12条 (役員の資格)	第7章 定款の変更、合併及び解散 …… 8
第13条 (役員解任)	第43条 (定款の変更)
第14条 (役員任期)	第44条 (合併及び事業の全部又は一部の譲渡)
第15条 (欠 員)	第45条 (解 散)
第16条 (役員職務)	第8章 情報開示 …………… 8
第17条 (役員報酬)	第46条
第18条 (損害賠償責任の免除)	第47条 (公 告)
第19条 (顧 問)	第9章 事務局その他 …………… 8
第4章 社員総会 …………… 4	第48条 (事 務 局)
第20条 (構 成)	第49条 (委 任)
第21条 (権 限)	附 則 …………… 9
第22条 (招 集)	
第23条 (招集通知)	
第24条 (議 長)	
第25条 (決 議)	
第26条 (議 決 権)	
第27条 (議決権の代理行使)	
第28条 (書面による議決権の行使)	
第29条 (決議の省略)	
第30条 (議 事 録)	

一般社団法人福島県自家用自動車協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県自家用自動車協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、自家用自動車に関する調査研究並びに進歩改善を図り、輸送秩序の確立と交通安全意識の普及昂揚に努め、もって公共の福祉を増進すると共に、各関係機関と会員間相互の連絡を緊密にすることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- 1 自家用自動車整備管理者制度の指導と講習会の開催に関する事業
- 2 自動車関係法令等に係る広報と統計の作成及び資料の収集に協力し、自動車の安全・安心を確立する事業
- 3 交通安全運動及び交通事故防止に関する事業
- 4 関係機関・諸団体との連絡協調
- 5 自動車の登録等に係る各種申請書類の作成指導業務
- 6 自動車の登録等に係る申請代理業務及び申請書類の販売業務
- 7 自動車共済事業の代理店業務
- 8 その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、福島県内の自家用自動車保有者及び自家用自動車団体で、この法人の目的に賛同し入会の申し込みをした個人又は団体。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の会員となろうとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載すると共に、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨通知する。

(会 費)

第7条 会員は、会費を納めなければならない。

- 2 会費の額及び納入方法は、社員総会の議決による。

(退 会)

第8条 退会しようとする者は、いつでも会長に退会届を提出し退会することができる。

- 2 会員は、次の各号の1に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 第5条に定める入会資格を喪失したとき
 - (2) 総社員の同意があるとき
 - (3) 死亡又は解散したとき
 - (4) 第9条の規定により除名されたとき

(除 名)

第9条 会員は、次の各号の1に該当したときは、社員総会の特別決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を汚し又は信用を失うような行為があったとき
 - (2) 定款若しくは規則を守らず、又は議決を無視する行為があったとき
 - (3) 1年以上の会費の納付を怠ったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上14名以内
 - (2) 監 事 3名以内
- 2 理事のうちから、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名を理事会において選定する。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員資格)

第12条 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(役員解任)

第13条 役員は、いつでも社員総会の決議により、解任することができる。

(役員任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第15条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した代表理事は、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員職務)

第16条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職を行う。

(1) 会長は、社員総会及び理事会を招集し議長となるほか、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。

(3) 専務理事は、会長の命を受けて会務を執行する。

(4) 理事は、理事会を組織し事業の執行にあたる。

2 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

3 第1項但し書きに規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第18条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第19条 この法人に2人以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推挙により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な事項について、会長の諮問に応えるほか会議に出席して参考意見を述べることができる。

第4章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、第5条に定める会員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 会費の額及び納入方法
 - (4) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
 - (5) 役員報酬等の額及びその支給基準
 - (7) 会員の除名
 - (8) 解散並びに解散に伴う残余財産の帰属
- 2 社員総会は、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招集)

第22条 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬、事業の全部の譲渡、合併、定款の変更、のいずれかであるときは、その議案の概要、確定していない場合はその旨を含む。）
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第23条 会長は、社員総会の日前2週間前までに、会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項を記

載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

(議 長)

第24条 社員総会の議長は、会長とする。

(決 議)

第25条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上でかつ総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解 散
- (7) 合併契約の承認

(議 決 権)

第26条 会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第27条 社員総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 代理人によって議決権を行使する会員は、社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第28条 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない会員は、第23条2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

2 前項の議決権の数は第25条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第29条 会長が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第30条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 理 事 会

(理事会の設置)

第31条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解任
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) 一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (8) 一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (9) 事業計画、収支予算、資金調達並びに設備投資
- (10) その他この法人の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く。）

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

第6章 財産及び会計

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、会員その他の者に対して、剰余金の分配をすることができない。

- 2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は、各事業年度経過後3ヶ月以内に次の書類を作成し、第1号、第2号及び第4号の書類については監事の作成した監査報告を添付して、各事業年度経過後3ヶ月以内に定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告書
- (3) (1)、(2)の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿

- 2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更するときは、第25条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(合併及び事業の全部又は一部の譲渡)

第44条 この法人が合併及び事業の全部又は一部の譲渡するときは、第25条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(解 散)

第45条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第25条第2項に規定する社員総会による解散決議があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第8章 情 報 開 示

第46条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定 款
 - (2) 会 員 名 簿
 - (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
 - (4) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の同意書
 - (5) 第29条に規定する社員総会の決議の省略をした場合の同意書
 - (6) 社員総会の議事録
 - (7) 第36条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
 - (8) 理事会の議事録
 - (9) 会 計 帳 簿
 - (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (11) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
 - (12) 監 査 報 告
- 2 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

(公 告)

第47条 この法人の公告方法は、福島県内において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（福島民

報、福島民友)に掲載する方法とする。

第9章 事務局その他

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置き、事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。事務局長以外の職員の任免は、会長が行う。

2 事務局の組織、内部監理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるものの他、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、丹 治 一 郎 とする。